



『季節の宅配便』

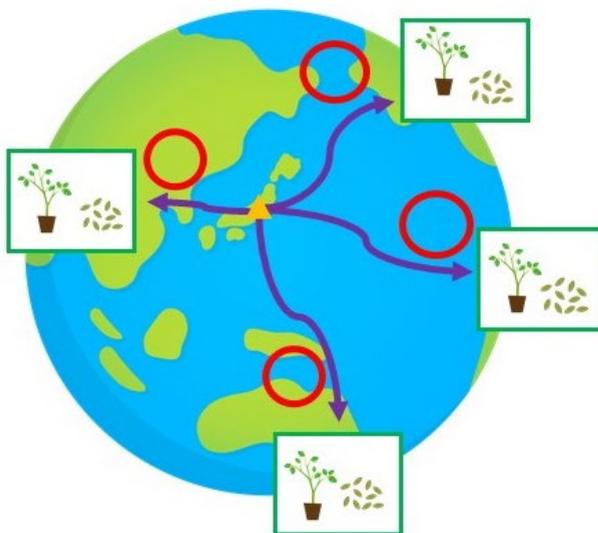
改正で育成者の権利を守る！



今回の**種苗法の改正**により、育成者が望まない国への**種苗や苗木の持ち出し**ができなくなりました。

これまで

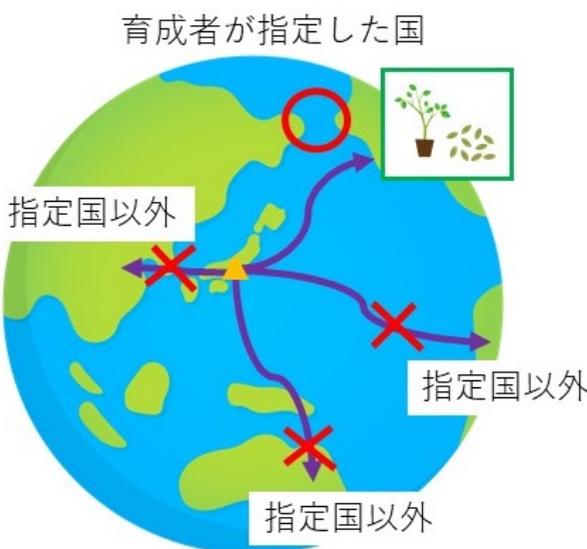
日本国内のホームセンターなどで購入した種子や苗木の国外持ち出しの制限は原則なし。



持ち出し先の国で日本の登録品種が大々的に栽培されていました。

令和3年
4月1日
から

育成者が指定した国以外に種子や苗木の持ち出しは原則禁止！



販売される種苗が登録品種であること、輸出制限の表示も義務づけられます。

種苗法の改正によって、海外への登録品種の種子や苗木の不正持ち出しの防止が期待されます！